

奈良県准看護師試験受験資格認定事務要領

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第4号に基づく准看護師試験受験資格認定は、下記の認定基準等に従い行うものとする。

<1>審査対象

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者

<2>必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類等を提出すること。

- (1) 奈良県准看護師試験受験資格認定願(様式1)
- (2) 次の①から④までの書類のうち、いずれか一つ
 - ① 住民票（本籍（外国籍の者の場合は国籍等）が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条5項に規定する「個人番号」が記載されていないもの。）
 - ② 在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の経過措置による在留カードとみなされる登録証明書を含む。）
 - ③ 戸籍抄本又は戸籍謄本（日本国籍を有する者に限る。）
 - ④ 旅券（外国籍の者に限る。）

※①・③の書類は、申請前6か月以内に発行されたものに限る。
- (3) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前1か月以内に発行されたものに限る。）（様式2）
- (4) 外国で取得した看護師免許証の写し
- (5) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (6) 卒業した外国看護師学校養成所の履修した教科課程及び時間数を明らかにした書類（教育課程、シラバス等）（当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は、講義と臨地実習の別が分かるように記載すること。単位制であっても、必ず時間に換算すること。また、クォーター制の場合は、セメスター制として換算し直すこと。）
- (7) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表4における教育内容と卒業した外国の看護師学校養成所の履修科目及び時間数の対照表（様式3）
- (8) 日本の病院等で研修している場合は、その証明書
- (9) 卒業した外国看護師学校養成所のパンフレットその他の書類（学校が当該国又は州政府等によって正式に認可されたものであることを示されているものに限る。）
- (10) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し又は日本語能力試験N1認定結果と成績に関する証明書
- (11) (1) から (10) までの書類の他に、必要に応じて提出を求める場合がある書類
 - ① 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
 - ② 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書（様式4：日本語）(様式5：外国語)
 - ③ 看護師免許取得に関する根拠法令の関係条文の抜粋

[作成上の注意]

- 1 提出書類の部数は1部とする。
- 2 添付書類のうち外国語で記載されているものは、全て日本語訳を添付すること。
- 3 (4)～(7)、(9)及び(11)の①～③については、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において、提出書類及びその日本語訳両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。

- 4 (4)、(5)及び(10)の書類については、それぞれ原本を持参すること。(原本は照合後に返還する。)
- 5 認定申請(書類提出)日時の予約及び認定申請は、必ず申請者本人が行うこと。郵送及び代理による申請は、受理しないものとする。

<3>審査内容及び認定基準

書類審査において認定基準を満たした者に対し、准看護師試験受験資格を認定する。

<審査項目>

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の准看護師学校養成所を卒業したものと同等以上のものであるか否かについて、以下の項目により審査を行う。

- (1) 外国看護師学校養成所の修業年限
 - ア) 外国看護師学校養成所の入学資格
中学校卒業以上(修業年限9年以上)又は同等と認められる者
 - イ) 外国看護師学校養成所の修業年限
2年以上
 - ウ) 外国看護師学校養成所卒業までの修業年限
11年以上又は同等と認められる者
- (2) 教育科目の履修時間
履修時間の合計が1890時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則等に規定する教育内容を概ね満たすこと。
- (3) 教育環境
日本の准看護師学校養成所と同等以上と認められること。
- (4) 当該国の判断
当該国又は州政府等によって正式に認められた外国看護師学校養成所であること。
- (5) 外国看護師学校養成所卒業後、当該国の看護師免許の有無
原則として取得していること。
- (6) 当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること
- (7) 日本語能力
日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1の認定を受けていること。

<認定基準>

審査項目(1)～(7)のすべてを満たしていること。

- 附則 この要領は、平成16年 6月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成23年10月31日から施行する。
- 附則 この要領は、平成24年 7月 9日から施行する。
- 附則 この要領は、平成25年 9月13日から施行する。
- 附則 この要領は、平成28年 6月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成29年 6月 1日から施行する。